

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年12月26日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1923号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u> （一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の255</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の125</u> ）	(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の205</u> （一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の245</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の120</u> ）

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の315</u> （一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の375</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の153.75</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の183.75</u> ）	(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 (1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u> （一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の255</u> ） (2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の125</u> ）

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別記様式第2（第7条の7関係） 処 分 説 明 書 (略) (略) ① この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられなかつた場合 ②～④ (略)	別記様式第2（第7条の7関係） 処 分 説 明 書 (略) (略) ① この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかつた場合 ②～④ (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和7年4月1日から、第3条の規定は令和

7年6月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規則の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則別記様式第2の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。